

外郭団体に関する特別委員会資料

平成 28 年 9 月 6 日

平成 28 年 度

公益財団法人 神戸国際協力交流センター 事業概要

市 長 室

目 次

I	財団設立の趣旨	1
II	財団の概要	
1	名 称	1
2	所 在 地	1
3	設 立 年 月 日	1
4	基 本 財 産	1
5	機構及び職員数	2
6	評議員・役員等	3
III	定 款	4
IV	平成 27 年度事業報告	
1	事 業 報 告	13
2	事業別収支計算書	22
3	正味財産増減計算書	23
4	貸 借 対 照 表	24
5	財 産 目 録	25
6	事業別収入明細書	26
7	事業別支出明細書	27
8	収 支 計 算 書	28
V	平成 28 年度事業計画	
1	事 業 計 画	29
2	経営改善の取組み状況	36
3	事業別予定収支計算書	37
4	予定正味財産増減計算書	38
5	予定貸借対照表	39
6	事業別予定収入明細書	40
7	事業別予定支出明細書	41
8	収 支 予 算 書	42

I 財団設立の趣旨

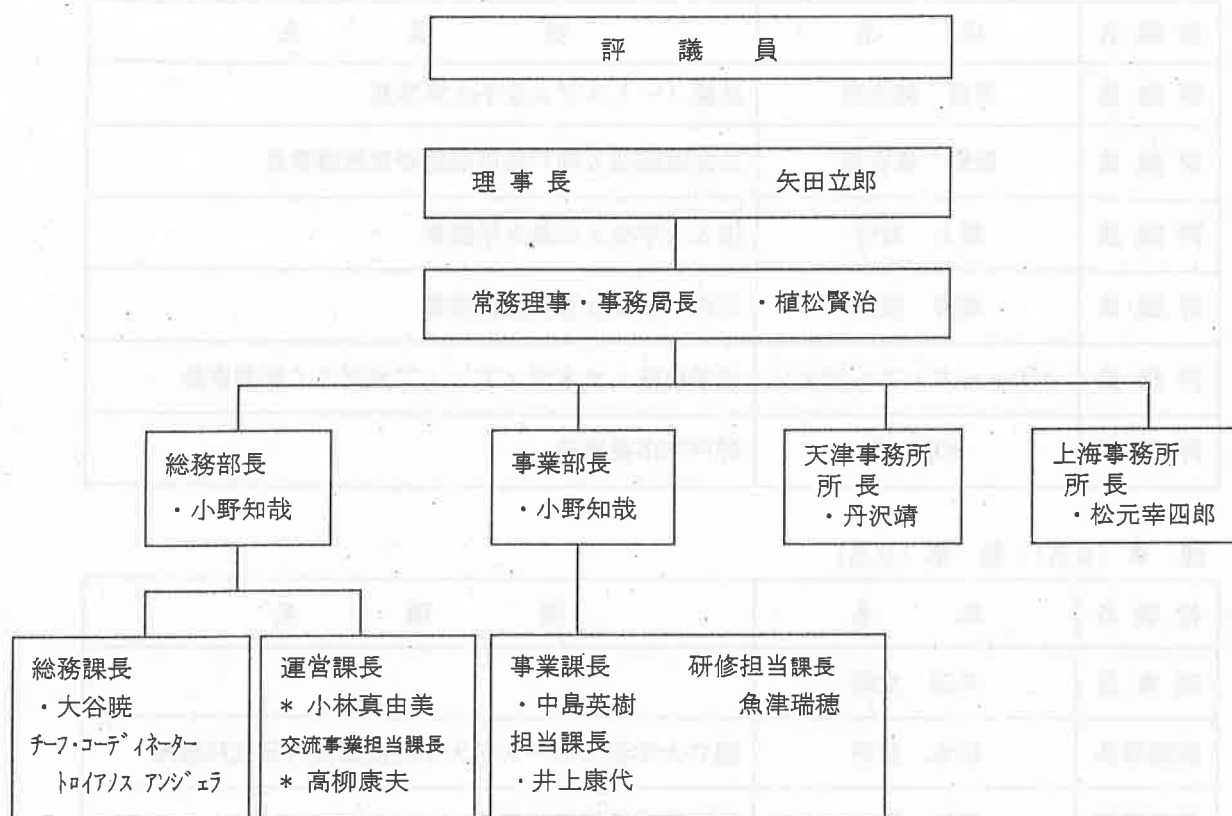
神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

II 財団の概要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸国際協力交流センター
- 2 所 在 地 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
神戸商工貿易センタービル2F
- 3 設立年月日 平成5年7月14日
※公益財団法人へ移行 平成23年4月1日
- 4 基本財産 300,000千円(神戸市100%出捐)

5 機構及び職員数

(1) 機構



(注) ・は神戸市派遣職員 *は神戸市再任用職員

(2) 職員数 (役員を除く)

(平成28年7月1日現在)

	部長	課長	係員	計
総務部	2 (1)	4 (1)	7 (1)	13 (3)
事業部	総務部長兼務	3 (2)	3	6 (2)
天津事務所	1 (1)			1 (1)
上海事務所	1 (1)			1 (1)
計	4 (3)	7 (3)	10 (1)	21 (7)

(注) ()は神戸市派遣職員内書 (神戸市派遣職員の役員1名を除く)

6 評議員・役員等

平成 28 年 7 月 1 日現在

評 議 員（6 名）

役 職 名	氏 名	現 職 名
評 議 員	芹 田 健太郎	京都ノートルダム女子大学学長
評 議 員	新 野 幸次郎	公益財団法人神戸都市問題研究所理事長
評 議 員	野 上 智行	国立大学法人広島大学監事
評 議 員	増 野 俊則	元神戸新聞社客員論説委員
評 議 員	リチャード・ブルゲマン	元学校法人カネディアン・アカデミイ副理事長
評 議 員	長 田 淳	神戸市市長室長

理 事（9 名）・監 事（2 名）

役 職 名	氏 名	現 職 名
理 事 長	矢 田 立郎	
副理事長	松 永 宣明	国立大学法人神戸大学大学院国際協力研究科教授
常務理事	植 松 賢治	神戸市市長室担当部長
理 事	大 西 靖典	独立行政法人国際協力機構関西国際センター所長
理 事	武 内 紹人	公立大学法人神戸市外国語大学教授
理 事	日 比 野 純一	特定非営利活動法人 たかとりコミュニティセンター専務理事
理 事	牧 野 松代	関西外国語大学外国語学部教授
理 事	水 野 雄二	公益財団法人神戸 YMCA 顧問
理 事	山 本 孝子	神戸市婦人団体協議会副会長
監 事	飯 塚 敏勝	税理士法人鳩合同会計事務所代表社員（税理士）
監 事	安 田 義秀	神戸商工会議所常務理事

III 定款

公益財団法人 神戸国際協力交流センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸国際協力交流センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際協力に関する事業
- (2) 市民の国際交流と多文化共生に関する事業
- (3) 留学生支援に関する事業
- (4) 海外事務所の運営に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。ただし、同項第1号、第2号、第4号及び第5号の事業は、神戸市と海外との間においても行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、評議員会を招集するには、理事長は評議員会の日の 3 日前までに評議員に対して、書面で通知を発する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする

3 理事長以外のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事、常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

- 2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金0円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事又は監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、3 名以内とする。
- 3 顧問は、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 5 顧問は、無報酬とする。
- 6 顧問には、費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前条第 2 項の場合においては、理事会の議長は、理事の互選による。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(委任)

第42条 この定款について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

(略)

4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

(略)

5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。

(略)

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

(略)

7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規定、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

別表（第5条関係）

財産種別	物量等
投資有価証券等	公債他 300,000,000 円

附 則

この定款は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年12月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月29日から施行する。

IV 平成27年度事業報告

1 事業報告

平成 23 年 3 月に神戸市が策定した「神戸市国際化推進大綱」の最終年度として、神戸のさらなる国際都市としての発展を目指し、また平成 27 年 6 月に策定した当財団の中期経営計画（3 か年）に基づき、①開発途上国に対する国際協力事業、②市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、③留学生支援事業、④海外事務所の運営事業を重点とし、各種事業を推進した。

事業の推進にあたっては、当財団が持つ人的ネットワーク・情報・ノウハウを活かして、市民、国際協力・国際交流団体、国際機関等との連携を一層強化するとともに、広報の強化、サービスの向上に努めた。特に国際協力に関しては平成 27 年 2 月に策定された神戸市国際戦略に基づいて経済効果のある分野や神戸市が責務を負う防災に関する分野を中心に取り組んだ。

【国際協力事業】

開発途上国が抱える課題に関する調査・研究、それらの国の行政官等の研修及び NPO 法人との連携による国際協力の事業を行った。

（1）国際協力調査事業 [派遣実績：2 件]

市内企業の海外進出や販路開拓など将来の経済交流につながる国際協力、及び阪神・淡路大震災の被災経験から得た「防災・減災」のノウハウによる国際協力を推進するため、プロジェクト案件の形成に向けた開発途上国の実態調査・ニーズ調査を行った。

平成 27 年度は、将来の経済交流につながる国際協力を JICA 草の根協力事業に提案するにあたり、対象都市の選定と支援内容検討のため、ベトナム・ハナム省、ハイフォン市及びダナン市に神戸市立工業高等専門学校の専門家を派遣し、現地ニーズの調査等を行った。

（2）ベトナム・ハイフォン港における港湾物流効率化のための人材育成プログラム

（国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業）

平成 26 年 1 月から 3 年間、ハイフォンポート社との間で、神戸港への研修員受入れ、現地での技術指導を行うこととしている。

平成 27 年度は、専門家を現地に派遣し（1 回）、リーダークラスの研修員の受入（2 回）を実施し、必要な技術支援を行った。

（３）国際協力機構（ＪＩＣＡ）受託研修事業

ア．コミュニティ防災研修（年２回実施）　　〔参加者数：43 人（30 か国）〕

神戸市独自の取り組みである「防災福祉コミュニティ（防コミ）」の実例を学び、実践するための研修を神戸市消防局、学術機関、NPO 法人の協力を得て実施した。

イ．アフリカ地域市場志向型農業振興研修（年２回実施）　〔参加者数：34 人（16 か国）〕

アフリカ諸国の行政官に対して、小規模農家の市場志向型農業の手法や考え方に関する研修を実施した。

ウ．災害に強いまちづくり戦略研修　　〔参加者数：10 人（8 か国）〕

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、日本における過去の自然災害を教訓に、自然災害に強いまちづくりを実現するための実践的な取り組み、手法等に関する研修を実施した。

エ．貿易投資促進のためのキャパシティ・ディベロップメント

〔参加者数：8 人（6 か国）〕

アフリカを含む環インド洋経済圏の国の行政官に対して、貿易・投資の強化を自国の経済発展に結び付けるための具体的施策の策定とその実現を目指すための研修を実施した。

（４）「NPO 法人エフエムわいわい」との連携による国際協力事業

（自治体国際化協会助成事業）

インドネシア共和国における「世界遺産ボルブドゥール寺院遺跡地域のグリーン・ツーリズムを育てるコミュニティラジオの開設・運営支援」事業を実施した。

【国際交流・多文化共生事業】

外国人市民にとって暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生社会の実現をめざすとともに、市民の国際交流を促進するため、各種事業を実施した。

（１）神戸国際コミュニティーセンター（K I C C）の運営

外国人市民のための生活相談や日本語学習支援、国際交流に関する情報の提供や図書の閲覧サービス、国際交流団体への貸会議室の提供などを行った。

○神戸国際コミュニティセンター（平成 2. 5. 29 開設）

◆所在地 神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1-14 神戸商工貿易センタービル 2F

◆開館時間 月曜日～金曜日 10:00 ～20:00、土曜日 10:00 ～17:00

日曜日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)は休館

◆来館者数 47,772 人

ア. 情報収集・提供事業

①神戸リビングガイドの運営

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民のため、当財団のホームページにおいて、最新の生活情報を 7 言語（日本語・英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語）で提供した。

②窓口及び電話による情報提供 [実績：6,933 件]

③図書コーナー・情報提供コーナー

○図書・雑誌・新聞 国際交流、日本語学習、日本文化紹介等 約 3,500 冊

○図書貸出数：5,039 冊

④多言語メールマガジンの配信 [実績：23 件]

日本語学習者などの外国人市民に多言語での生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信した。

イ. 相談事業（ワンストップサービス） [実績：858 件]

①生活相談 [実績：825 件]

○対応言語：8 言語（日本語・英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語）

○多言語相談曜日 英語：月～金、中国語：月～金、ベトナム語：月・水
韓国朝鮮語：金、スペイン語・ポルトガル語：火・木
フィリピン語：水

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（月～金の電話は 9:00 から対応）

②専門相談 [実績：33 件]

・行政書士による入国在留許可、行政手続などの専門相談を実施した。

○相談日時 第 1・3 水曜日 13:00～16:00

・市役所市民相談室に同行通訳を派遣することにより、労働、年金・保険、税務に関する専門相談を実施した。

○労働問題 第 1・第 3 木曜日 社会保険・年金 第 2・第 4 木曜日

税務 第 1・第 3 金曜日

③外国人相談窓口担当者連絡会(GONGO) [実績:6回開催 参加団体 16団体]

市内及び近郊で外国人市民の生活相談を行っている公的団体及びN G Oの担当者の知識や技術向上のため、専門家を招いた研修を実施するとともに、参加者同士の情報交換を行った。また、「ひょうご国際交流団体連絡協議会」を構成する県内の国際交流協会等もオブザーバー参加することにより、県内市町の国際交流協会との連携を深めた。

ウ. 通訳翻訳支援事業

①三者通訳事業 [実績:182件]

区役所からの依頼に基づき、電話による三者通訳(区職員・相談者・K I C職員による三者通話)を実施した。

○対応言語:7言語(英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語)

②同行通訳事業 [実績:45件]

外国人市民が公的機関で相談等を行う際に、善意通訳団体と協働で通訳者を無料で派遣する同行通訳を実施した。

○対応言語:10言語(英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語・インドネシア語・タイ語・フランス語)

③災害時通訳翻訳ボランティア事業 [登録者:91人 平成28年3月末現在]

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民に対し、災害時に避難所・区役所などで通訳・翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集・登録・研修等を実施した。

また、近畿地域の地域国際化協会8協会と災害時のボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練・研修を共催で実施した。

④「やさしい日本語」による日本語教育事業

「やさしい日本語」で生活情報を掲載した日本語学習のテキスト「神戸の生活」を作成し、日本語学習初級者の外国人に対して日本語指導を行った。

エ. 国際交流ボランティア事業

①日本語文化サポーター事業

外国人市民に対し、日本語文化サポーターが日本語及び日本文化(華道・書道)をマン・ツー・マンで教える活動を実施し、外国人市民の日本語学習等を支援するとともに、市民レベルの国際交流を促進した。

○登録者数:平成28年3月末現在685人

○活動実績:月平均327組

②日本語サポーター育成事業

- ・ 入門講座〔実績：7回コース2回 参加者計60人〕
- ・ 実践講座〔実績：8回コース 参加者30人〕

(2) 市民レベルの国際交流事業

ア. 神戸国際交流フェア

神戸市を中心に活動している国際協力・国際交流団体が相互連携と交流を深め、活動内容を広く市民に紹介し、活動への参加を呼びかける機会とするとともに、異なる文化・伝統への市民理解を促進することを目的として開催した。

- 開催日 平成28年3月12日(土)・13日(日)
- 会場 神戸市勤労会館、ハーバーランドスペースシアター
- 内容 外国人スピーチ大会(発表者11人)、外国人とおしゃべりCafé、ステージイベント、飲食・物販及びブース展示等
- 参加協力団体 54団体
- 参加者 2日間計約15,000人

イ. 多文化交流会 〔実績：参加者計200人〕

国際協力・国際交流団体等の関係機関との連携を密にし、日本人市民と外国人市民との交流を促進するため、日本での生活・文化に関する講演会など各種の講演会や交流会を開催した。

(3) 国際協力・国際交流事業助成 〔実績：12件〕

国際協力・国際交流事業を行う団体が主催する市民啓発等を目的とした事業に対して助成を行った。

(4) 外国人生活支援事業助成 〔実績：2件〕

非営利の民間団体等が実施する神戸市在住の外国人市民の日常生活を支援することを目的とした事業に対して助成を行った。

(5) 日本語教室の開催支援

三宮の神戸国際コミュニティセンターに来所できない外国人市民の利便を図るため、東灘区と長田区において、民間の国際協力・国際交流団体が低廉な受講料で開催している日本語教室に助成を行った。

【留学生支援事業】

神戸市奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップ、留学生住宅の提供や市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解の促進を図った。

(1) 奨学生事業

ア. 奨学生の選考

神戸市からの受託により、市内の大学に在籍する外国からの私費留学生より 30 人を選考した。

○奨学金名 神戸市留学生奨学金（神戸・菅原奨学金）

○支給額 月額 8 万円、

・奨学金は篤志者からの寄付を得て造成した基金を原資に神戸市で予算措置し、神戸市から奨学生に直接支給。

○支給者数 30 人

平成 27 年度支給者内訳

大学：7 大学（神戸大学 18 人、神戸市外国語大学 4 人、兵庫県立大学 4 人、神戸学院大学 1 人、日本経済大学 1 人、流通科学大学 1 人、神戸山手大学 1 人）

出身：7 か国・1 地域（中国 20 人、ベトナム 3 人、韓国 2 人、台湾 1 人、タイ 1 人、ネパール 1 人、イギリス 1 人、フランス 1 人）

イ. 奨学生関連事業

①市民との交流機会の提供

○奨学生が自国文化を市民に紹介する行事「留学生異文化サロン」

○シルバーカレッジの学生との交流会（陶芸教室）

○親善協力都市である韓国・大邱広域市との青少年交流事業へのボランティア参加

○民間団体等の交流事業への参加

②奨学生同窓会の設立

奨学生及び奨学生OB・OGの結びつきを強めるとともに、神戸への愛着を深めていただくため同窓会を設立し、第 1 回同窓会を開催した。

③奨学生OB・OGへの情報提供

奨学生の会報紙「夢 in KOBE」及び奨学生名簿を作成・送付した。

④留学生による神戸市情報の発信

奨学生が神戸のおすすめの場所や店を日本語と母国語で情報発信する Facebook ページ「Kokko Kobe（コッコ コウベ）」の開設・運用を行った。

(2) 留学生住宅の提供

市内の大学に在籍する留学生に対し、住宅を借り上げ、低廉な家賃で提供した。

ア. 家族用住宅

○戸数：20戸（ポートアイランド：都市再生機構所有）

○家賃：私費留学生 40,000 円 国費留学生 49,000 円

○入居状況：年間平均 6 戸（1 大学、5 か国）

イ. 夫婦用・単身用住宅

○戸数：92 戸（夫婦用：15 戸、単身用：77 戸）

神戸留学生会館（西区学園都市：神戸すまいまちづくり公社所有）

○家賃：夫婦用 私費留学生 39,000 円 国費留学生 45,000 円

単身利用 33,000 円

単身用 私費留学生：24,000 円 国費留学生 30,000 円

○入居状況：年間平均 70 室（6 大学、17 か国）

(3) 文化施設見学支援

市内で学ぶ留学生の神戸への理解促進と留学生生活の充実を図るため、当財団と公立及び民間の文化・社会教育施設等（39 施設）が連携し、留学生とその家族が無料で施設見学ができる「はっぴいめもりーパス K O B E」を発行した。（約 6,600 枚／年）

(4) 就職活動の支援

ア. 「新・神戸アジア経営塾」の開催

東南アジアにおける日本の中小企業の経営について留学生と中小企業経営者が学ぶ「新・神戸アジア経営塾」（ワールドカフェ方式、全 4 回、テーマ「東南アジアに進出している日本の中小企業の魅力」「中小企業が求める外国人留学生人材」など）を神戸市アジア進出支援センター等と連携して開催した。

○参加人数 延べ 留学生：141 人、企業参加者：117 人

イ. 「就職フェア in KOBE」への参加

神戸商工会議所・神戸市等が開催する「就職フェア in KOBE」への参加を呼びかけ、地元企業への就職を促した。

(5) 大学の同窓会組織との連携強化

海外にある神戸大学留学生同窓会等と連携し、当財団の留学生支援施策や神戸の最近の状況について、現地を訪問のうえ情報提供し、奨学生 O B ・ O G を含めた神戸にゆかりのある留学生とのつながりの強化を図った。

【海外事務所の運営事業】

中国の天津市及び上海市に設置した海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施した。

（１）神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

- ア．友好都市交流事業
- イ．中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート
- ウ．各種情報の収集・提供、連絡調整

（２）神戸・上海経済港湾連絡事務所（平成 18 年開設）

- ア．都市間交流促進事業
- イ．船社・貨物・客船の誘致
- ウ．ビジネスチャンスの創出及び企業支援
- エ．観光客誘致、地場産業等のプロモーション
- オ．各種情報の収集・提供、連絡調整

【その他の事業】

（１）神戸アジア交流プラザの運営（平成 12. 7. 20 開設）

アジアを中心とした地域の情報・文化の交流拠点（神戸市長田区）を運営し、外国人市民への情報提供や各種国際交流事業を実施した。

平成 27 年度は委託先の公募を行い、平成 28 年度以降の受託者として引き続き「神戸アジア交流プラザ管理共同体」を選定した。

◆所在地 神戸市長田区細田町 7 丁目 1 番 9 号 シューズプラザ 4 階

◆開館時間 平日・土曜日 10:00 ～17:30

水曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)は休館

ア．窓口及び電話による情報提供 [実績：2,152 件]

外国人市民に、生活情報など様々な情報を提供した。

イ．語学サロン [実績：4 講座 参加者 40 人]

ベトナム語、台湾語、シンハラ語、トルコ語の講座を実施した。

ウ．グローバルセミナー [実績：4 セミナー 参加者 63 人]

イランのアート、フランスの移民問題等について留学生が講演した。

エ. 市民国際交流講座 [実績：2 講座 参加者 40 人]

アジア文化の実技講座（「三線」による沖縄の魅力・文化体験など）を実施した。

オ. 海外文庫読書サロン [実績：1 講座 参加者 20 人]

海外の文献を収集・閲覧し、それらの文献を用いた講座を開催した。

カ. 児童国際理解教育 [実績：市内の児童館 36 か所]

市内の児童館に留学生等を派遣し、児童に母国の説話、遊戯歌唱を紹介し、児童の異文化への理解促進を図った。

(2) 神戸市外国語大学との連携事業

平成 24 年 4 月に締結した協定に基づき、相互の人的・知的資源や施設の有効活用を図り、一層の国際協力・交流の充実及び地域への貢献をめざして、同大学と連携して事業を行った。

(実施事業)

○神戸国際交流フェア 2016 における学生ボランティアの参画

○同大学のオープンセミナー（市民講座）の開催

(3) 第 36 回神戸市長杯バイリンガルスピーチコンテストの共催

市民の国際理解を図るため、日英 2 か国語によるスピーチコンテストを、神戸クロスカルチュラルセンターと共催で実施した。

(4) 関西領事団の運営支援

在関西の各国総領事館・名誉総領事館が構成員となっている関西領事団の運営を支援するとともに、同事務所を通じて神戸市の情報の発信等を行った。

2 事業別収支計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日, 単位 円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
公益目的事業会計	235,426,172	公益目的事業会計	237,428,027
国際協力事業収入	60,062,090	国際協力事業支出	60,534,342
		事業費支出	51,872,225
		特定資産取得支出	8,662,117
国際交流・多文化共生事業収入	56,517,737	国際交流・多文化共生事業支出	57,672,066
		事業費支出	56,507,144
		特定資産取得支出	1,164,922
留学生支援事業収入	51,424,312	留学生支援事業支出	51,799,586
		事業費支出	51,639,586
		貸倒支出	160,000
海外事務所運営事業収入	67,422,033	海外事務所運営事業支出	67,422,033
収益事業等会計	17,532,053	収益事業等会計	17,496,065
利用者等利便事業収入	272,692	利用者等利便事業支出	236,704
		事業費支出	234,004
		法人税等支出	2,700
その他事業（連携・支援）収入	17,259,361	その他事業（連携・支援）支出	17,259,361
法人会計	13,030,359	法人会計	11,016,317
管理収入	12,530,359	管理支出	9,883,744
短期貸付金戻り収入	500,000	特定資産取得支出	330,213
		固定資産取得支出	180,360
		短期貸付金支出	500,000
		法人税等支出	122,000
当期収入合計 (A)	265,988,584	当期支出合計 (D)	265,940,409
前期繰越収支差額 (B)	7,987,475	当期収支差額 (A) - (D)	48,175
収入合計 (A) + (B) = (C)	273,976,059	次期繰越収支差額 (C) - (D)	8,035,650

3 正味財産増減計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	1,934,000
事業収益	50,211,708
受取補助金等	203,910,492
受取負担金	669,325
受取寄付金	496,800
雑収益	284,594
経常収益計	257,506,919
(2) 経常費用	
事業費	245,442,096
管理費	10,213,957
経常費用計	255,656,053
当期経常増減額	1,850,866
2. 経常増減の部	
(1) 経常外収益	17,094
経常外収益計	17,094
(2) 経常外費用	160,000
経常外費用計	160,000
当期経常外増減額	△ 142,906
税引前当期一般正味財産増減額	1,707,960
法人税、住民税及び事業税	124,700
当期一般正味財産増減額	1,583,260
一般正味財産期首残高	26,523,026
一般正味財産期末残高	28,106,286
II 指定正味財産増減の部	
受取寄付金	8,662,117
基本財産運用益	1,934,000
一般正味財産への振替額	△ 3,111,252
当期指定正味財産増減額	7,484,865
指定正味財産期首残高	302,277,376
指定正味財産期末残高	309,762,241
当期正味財産増減額	9,068,125
正味財産期首残高	328,800,402
III 正味財産期末残高	337,868,527

4 貸借対照表

(平成28年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	24,899,594	未払金	24,963,934
未収金	7,743,083	未払法人税等	124,700
前払金	675,405	前受金	13,800
流動資産合計	33,318,082	預り金	179,998
2. 固定資産		賞与引当金	1,116,795
(1) 基本財産		流動負債合計	26,399,227
投資有価証券	299,926,767	2. 固定負債	
基本財産引当預金	73,233	退職給付引当金	1,164,886
基本財産合計	300,000,000	固定負債合計	1,164,886
(2) 特定資産		負債合計	27,564,113
什器備品	247,800	III 正味財産の部	
退職給付引当資産	1,164,886	1. 指定正味財産	
減価償却引当資産	8,217,486	受取補助金	1,596,924
修繕積立資産	2,000,000	寄附金	308,165,317
財政調整積立資産	9,661,997	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)
アジア国際協力積立資産	8,165,317	(うち特定資産への充当額)	(9,762,241)
ソフトウェア	1,349,124	指定正味財産合計	309,762,241
特定資産合計	30,806,610	2. 一般正味財産	
(3) その他固定資産		一般正味財産	28,106,286
建物附属設備	436,407	(うち基本財産への充当額)	(0)
什器備品	493,261	(うち特定資産への充当額)	(19,879,483)
ソフトウェア	378,280	一般正味財産合計	28,106,286
その他固定資産合計	1,307,948	正味財産合計	337,868,527
固定資産合計	332,114,558		
資産合計	365,432,640	負債及び正味財産合計	365,432,640

5 財産目録

(平成28年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	24,899,594	未払金	25,088,634
現金手許有高	5,000	神戸市補助金返還 他	
普通預金	24,894,594	前受金	13,800
未収金	7,743,083	貸し会議室使用料	
留学生会館家賃 他		預り金	179,998
前払金	675,405	所得税預り金 他	
海外旅行総合保険等		賞与引当金	1,116,795
流動資産合計	33,318,082	流動負債合計	26,399,227
固定資産		固定負債	
基本財産		退職給付引当金	1,164,886
投資有価証券	299,926,767	固定負債合計	1,164,886
兵庫県債 他		負債合計	27,564,113
基本財産引当預金	73,233	正味財産	337,868,527
三井住友銀行普通預金			
基本財産合計	300,000,000		
特定資産			
減価償却引当資産	8,217,486		
三井住友銀行普通預金			
修繕積立資産	2,000,000		
三井住友銀行普通預金			
財政調整積立資産	9,661,997		
三井住友銀行普通預金			
アジア国際協力積立資産	8,165,317		
三井住友銀行普通預金			
什器備品	247,800		
防犯ゲート			
ソフトウェア	1,349,124		
KICC予約管理システム他			
退職給付引当資産	1,164,886		
三井住友銀行普通預金			
特定資産合計	30,806,610		
その他の固定資産			
建物附属設備	436,407		
什器備品	493,261		
ソフトウェア	378,280		
その他固定資産合計	1,307,948		
固定資産合計	332,114,558		
資産合計	365,432,640		

6 事業別収入明細書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳			
		事業収入	補助金等収入	負担金収入	その他収入
公益目的事業会計	235,426,172	49,822,268	175,775,662	669,325	9,158,917
国際協力事業収入	60,062,090	22,467,543	28,435,630	0	9,158,917
国際交流・多文化共生事業収入	56,517,737	2,081,473	54,436,264	0	0
留学生支援事業収入	51,424,312	25,273,252	25,481,735	669,325	0
海外事務所運営事業収入	67,422,033	0	67,422,033	0	0
収益事業等会計	17,532,053	389,440	16,869,921	0	272,692
利用者等利便事業収入	272,692	0	0	0	272,692
その他事業(連携・支援)収入	17,259,361	389,440	16,869,921	0	0
法人会計	13,030,359	0	10,584,457	0	2,445,902
管理収入	12,530,359		10,584,457	0	1,945,902
短期貸付金戻り収入	500,000			0	500,000
合 計	265,988,584	50,211,708	203,230,040	669,325	11,877,511

7 事業別支出明細書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	237,428,027	44,710,480	182,730,508	9,987,039
国際協力事業支出	60,534,342	23,682,548	28,189,677	8,662,117
事業費支出	51,872,225	23,682,548	28,189,677	0
特定資産取得支出	8,662,117			8,662,117
国際交流・多文化共生事業支出	57,672,066	17,457,996	39,049,148	1,164,922
事業費支出	56,507,144	17,457,996	39,049,148	0
特定資産取得支出	1,164,922	0	0	1,164,922
留学生支援事業支出	51,799,586	3,569,936	48,069,650	160,000
事業費支出	51,639,586	3,569,936	48,069,650	0
貸倒支出	160,000	0	0	160,000
海外事務所運営事業支出	67,422,033	0	67,422,033	0
収益事業等会計	17,496,065	0	17,493,365	2,700
利用者等利便事業支出	236,704	0	234,004	2,700
事業費支出	234,004	0	234,004	0
法人税等支出	2,700	0	0	2,700
その他事業(連携・支援)支出	17,259,361	0	17,259,361	0
法人会計	11,016,317	5,137,259	4,746,485	1,132,573
管理支出	9,883,744	5,137,259	4,746,485	0
特定資産取得支出	330,213	0	0	330,213
固定資産取得支出	180,360	0	0	180,360
短期貸付金支出	500,000	0	0	500,000
法人税等支出	122,000	0	0	122,000
合 計	265,940,409	49,847,739	204,970,358	11,122,312

8 収支計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
基本財産運用収入	1,925,000	
事業収入	50,211,708	
補助金等収入	203,230,040	
負担金収入	669,325	
寄付金収入	8,662,117	
雑収入	284,594	
事業活動収入計		264,982,784
2. 事業活動支出		
事業費支出	244,934,353	
管理費支出	9,883,744	
法人税等	124,700	
事業活動支出計		254,942,797
事業活動収支差額		10,039,987
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
基本財産引当預金取崩収入	9,000	
特定資産取崩収入	496,800	
短期貸付金戻り収入	500,000	
投資活動収入計		1,005,800
2. 投資活動支出		
貸倒支出	160,000	
特定資産取得支出	10,157,252	
固定資産取得支出	180,360	
短期貸付金支出	500,000	
投資活動支出計		10,997,612
投資活動収支差額		△ 9,991,812
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
短期借入金収入	0	
財務活動収入計		0
2. 財務活動支出		
短期借入金支出	0	
財務活動支出計		0
財務活動収支差額		0
前期繰越収支差額		7,987,475
次期繰越収支差額		8,035,650

V 平成28年度事業計画

1 事業計画

神戸市が国際都市としてさらなる発展を続けていくため、今後の国際交流施策に関する指針として平成28年3月に策定した「神戸市国際交流推進大綱」、及び平成27年6月に策定した当財団の中期経営計画に基づき、①開発途上国に対する国際協力事業、②市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、③留学生支援事業及び④海外事務所の運営事業を重点として事業を推進していく。

【国際協力事業】

開発途上国が抱える課題に関する調査・研究、それらの国の行政官等の研修及びNPO法人との連携による国際協力の事業を行う。

(1) 国際協力調査事業

市内企業の海外進出や販路開拓など将来の経済交流につながる国際協力、及び阪神・淡路大震災の被災経験から得た「防災・減災」のノウハウによる国際協力を推進するため、プロジェクト案件の形成に向けた開発途上国の実態調査・ニーズ調査を行う。

(2) 国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業

ア. ベトナム・ハイフォン港における港湾物流効率化のための人材育成プログラム

平成26年1月から3年間、ベトナム・ハイフォン港における港湾物流効率化のため、ハイフォンポート社を対象とした人材育成プログラムを実施する。

最終年度となる平成28年度は、同社からの研修員の受け入れ（年2回）及び専門家の派遣（年1回）を行うことにより、技術指導を実施する。

イ. ベトナム・ハナム省におけるものづくり人材育成事業

ハナム省職業訓練短期大学における日系企業のニーズに対応した教育内容・指導体制を構築するため、同大学の教員を対象とした研修員の受け入れや専門家の同大学への派遣など、ものづくり人材育成支援事業を実施する。

(3) 国際協力機構（JICA）受託研修事業

ア. コミュニティ防災研修

神戸市独自の取組みである「防災福祉コミュニティ」の実例に関する研修を実施する。

イ. アフリカ地域市場志向型農業振興研修（年2回実施）

小規模農家の市場志向型農業の手法や考え方に関する研修を実施する。

ウ. 災害に強いまちづくり戦略研修

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、日本における過去の自然災害の教訓により明らかになった自然災害に強いまちづくりを実現するための実践的な取り組み・手法等に関する研修を実施する。

(4) 「NPO法人日本国際救急援助技術支援会（JPR）」との連携による国際協力事業（自治体国際化協会助成事業）

カンボジアのプレアシアヌーク州において、防災学校の運営の技術指導を行い、カンボジアにおける救急・救助の人材育成支援を行う。

【国際交流・多文化共生事業】

外国人市民にとって暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生社会の実現をめざすとともに、市民の国際交流を促進するため、各種事業を実施する。

(1) 神戸国際コミュニティーセンター（KICC）の運営

外国人市民のための生活相談や日本語学習の支援、国際交流に関する情報の提供や図書の閲覧、国際交流団体への貸会議室の提供などを行う。

ア. 情報収集・提供事業

①神戸リビングガイドの運営

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民のため、当財団のホームページにおいて、最新の生活情報を7言語（日本語・英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語）及びやさしい日本語で提供する。

②窓口及び電話による情報提供

外国人市民に生活情報など様々な情報を提供する。

③図書コーナー・情報提供コーナー

国際交流、日本語学習、日本文化紹介等に関する書籍、海外の新聞・雑誌や自由

に閲覧できる図書コーナー及び行政情報等の提供コーナーを運営する。

④多言語メールマガジンの配信

日本語学習者などの外国人市民に多言語での生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信する。

イ. 相談事業（ワンストップサービス）

①生活相談

生活相談員が、電話及び窓口で外国人市民の日常的な相談を受け、市政や生活情報を提供する。

○対応言語：8言語（日本語・英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語）

○多言語相談曜日 英語：月～金、中国語：月～金、ベトナム語：月・水、
韓国朝鮮語：金、スペイン語・ポルトガル語：火・木
フィリピン語：水

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（月～金の電話は9:00から対応）

②専門相談

・行政書士による入国在留許可・行政手続に関する専門相談を実施

○相談日時 第1・3水曜日 13:00～16:00

・市役所市民相談室に同行通訳を派遣することにより、労働、年金・保険、税務に関する専門相談を実施

○労働問題 第1・3木曜日 社会保険・年金 第2・4木曜日
税務 第1・3金曜日

③外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）

市内及び近郊で外国人市民相談を行っている公的団体及びNGO等による外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）を2か月に1度開催し、専門家による研修を実施するとともに、参加者同士の意見交換を行う。

ウ. 通訳翻訳支援事業

①三者通訳事業

区役所職員からの依頼に基づき、電話による三者通訳（区職員・相談者・KIC職員による三者通話）を実施する。

○対応言語：7言語（英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語）

②同行通訳事業

外国人市民が公的機関で相談等を行う際に、善意通訳団体等の通訳者を無料で派遣する同行通訳を実施する。

○対応言語：10 言語（英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語・インドネシア語・タイ語・フランス語）

③災害時通訳翻訳ボランティア事業

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民に対し、避難所・区役所などで通訳・翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集・登録・研修等を実施する。

また、近畿地域の地域国際化協会 8 協会で災害時のボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練・研修の共催実施なども行う。

エ. 国際交流ボランティア事業

①日本語文化サポーター事業

外国人市民に対して、日本語文化サポーター（登録者数約 700 人）が日本語及び日本文化（書道・華道）をマンツーマンで教える活動を実施し、外国人市民への日本語学習等の支援と、市民レベルでの国際交流を促進する。

②日本語サポーター育成事業

- ・入門講座（7 回コース年 2 回開催）
- ・実践講座（8 回コース年 1 回開催）

（2）市民レベルの国際交流事業

ア. 神戸国際交流フェア

神戸市を中心に活動している国際協力・国際交流団体及び外国人コミュニティ等が相互連携と交流を深め、各団体の活動内容を広く市民に紹介し、活動への参加を呼びかける機会とするとともに、異なる文化・伝統への市民理解を促進することを目的として開催する。

イ. 多文化交流会

国際協力・国際交流団体等の関係機関との連携を密にし、日本人市民と外国人市民との交流を促進するため、多文化交流会を開催する。

（3）国際協力・国際交流事業助成

国際協力・国際交流事業を行う団体が主催する市民啓発等を目的とした国際協力・国際交流事業に対して助成を行う。

（4）外国人生活支援事業助成

非営利の民間団体等が実施する神戸市在住の外国人市民の日常生活を支援することを目的とした事業に対して助成を行う。

(5) 日本語教室の開催支援

三宮の神戸国際コミュニティセンターに来所できない外国人市民の利便を図るため、東灘区と長田区において、民間の国際協力・国際交流団体が低廉な受講料で開催している日本語教室に助成を行う。

【留学生支援事業】

神戸市奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップ、留学生住宅の提供や市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解を促進する。

(1) 奨学生事業

ア. 奨学生の選考

神戸市からの受託により、市内の大学に在籍する私費留学生より 30 人を選考する。奨学金は神戸市で予算措置し、神戸市より奨学生に直接支給する。平成 28 年度より東南アジア諸国優先枠（5 人）を設ける。

イ. 奨学生関連事業

①市民との交流機会の提供

神戸市の奨学金を受給している奨学生と市民の交流を促進するため、奨学生による自国文化の紹介セミナーやシルバーカレッジの学生との交流会等を開催する。

②奨学生同窓会の運営

奨学生及び奨学生OB・OGの結びつきを強めるとともに、神戸への愛着を深め、神戸との人的ネットワークの形成を図るため、同窓会を開催し、会報紙「夢 in KOBE」及び奨学生名簿を作成・送付する。

③留学生による神戸市情報の発信

奨学生が神戸の情報発信をする Facebook ページ「Kokko Kobe (コッコ コウベ)」を運営する。

(2) 留学生住宅の提供

市内の大学に在籍する留学生に対し、住宅を借り上げ、低廉な家賃で提供する。

ア. 家族用住宅

6 戸 ポートアイランド（UR 都市再生機構所有）

平成 28 年度より入居者の新規募集を行わない。

イ. 夫婦用・単身用住宅

82戸 西区学園都市（神戸すまいまちづくり公社所有）

（内訳：夫婦用5戸、単身用77戸）

公社より建物を借り上げて運営してきた神戸留学生会館を、平成28年度から平成31年度にかけて順次公社に返還し、留学生及び日本人学生を対象とした住宅への移行を図る。

（３）文化施設見学支援

市内で学ぶ留学生の神戸への理解促進と留学生生活の充実を図るため、当財団と公立及び民間の文化・社会教育施設等が連携して、留学生とその家族が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパスKOB E）を発行する。（約7,000枚／年）

（４）就職活動の支援

市内中小企業と留学生のマッチングを目的として、神戸市海外ビジネスセンター等と連携して実施する「神戸グローバル経営塾」（「新・神戸アジア経営塾」から改称）や、神戸商工会議所・神戸市等が開催する「就職フェア in KOB E」に、日本企業への就職を希望する奨学生等の参加を呼びかけ、地元企業への就職を促す。

（５）大学の同窓会組織との連携強化

海外にある神戸大学留学生同窓会等と連携し、当財団の留学生支援施策や神戸の最近の状況について現地を訪問のうえ情報提供をするなど、奨学生OB・OGを含めた神戸にゆかりのある留学生とのつながりの強化を図る。

【海外事務所の運営事業】

中国の天津市及び上海市に設置した海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施する。

（１）神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和60年開設）

ア. 友好都市交流事業

イ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート

ウ. 各種情報の収集・提供、連絡調整

(2) 神戸・上海経済港湾連絡事務所（平成 18 年開設）

- ア. 都市間交流促進事業
- イ. 船社・貨物・客船の誘致
- ウ. ビジネスチャンスの創出及び企業支援
- エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション
- オ. 各種情報の収集・提供、連絡調整

【その他の事業】

(1) 神戸アジア交流プラザの運営

アジアを中心とした地域の文化や情報の交流拠点（神戸市長田区）を運営し、外国人市民への情報提供や各種国際交流事業を実施する。

◆所在地 神戸市長田区細田町 7 丁目 1 番 9 号 シューズプラザ 4 階

◆開館時間 平日・土曜日 10:00 ～17:30

水曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)は休館

- ア. 窓口及び電話による情報提供
- イ. 語学サロン
- ウ. グローバルセミナー
- エ. 市民国際交流講座
- オ. 海外文庫読書サロン
- カ. 児童国際理解教育

(2) 神戸市外国語大学との連携事業

平成 24 年 4 月に締結した協定に基づき、同大学の公開講座の神戸国際コミュニティセンターでの開催や、神戸国際交流フェアへの学生ボランティアの参画などを行う。

(3) 神戸市長杯バイリンガルスピーチコンテストの共催

市民の国際理解を図るため、日英 2 か国語によるスピーチコンテストを、神戸クロスカルチュラルセンターと共催で実施する。

(4) 関西領事団の運営支援

在関西の各国総領事館・名誉総領事館が構成員となっている関西領事団の運営を支援するとともに、同事務所を通じて神戸市の情報の発信等を行う。

3 事業別予定収支計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日, 単位 円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
公益目的事業会計	248,496,000	公益目的事業会計	248,880,000
国際協力事業収入	56,114,000	国際協力事業支出	56,119,000
国際交流・多文化共生事業収入	58,745,000	国際交流・多文化共生事業支出	59,124,000
		事業費支出	58,065,000
		特定資産取得支出	1,059,000
留学生支援事業収入	63,182,000	留学生支援事業支出	63,182,000
海外事務所運営事業収入	70,455,000	海外事務所運営事業支出	70,455,000
収益事業等会計	17,752,000	収益事業等会計	17,652,000
利用者等利便事業収入	390,000	利用者等利便事業支出	290,000
その他事業(連携・支援)収入	17,362,000	その他事業(連携・支援)支出	17,362,000
法人会計	11,672,000	法人会計	11,388,000
管理収入	11,172,000	管理支出	10,716,000
短期貸付金戻り収入	500,000	特定資産取得支出	172,000
		短期貸付金支出	500,000
当期収入合計(A)	277,920,000	当期支出合計(D)	277,920,000
前期繰越収支差額(B)	8,035,650	当期収支差額(A) - (D)	0
収入合計(A) + (B) = (C)	285,955,650	次期繰越収支差額(C) - (D)	8,035,650

4 予定正味財産増減計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,934,000	
事業収益	45,131,000	
受取補助金等	229,965,000	
雑収益	390,000	
経常収益計		277,420,000
(2) 経常費用		
事業費	266,532,000	
管理費	10,888,000	
経常費用計		277,420,000
当期経常増減額		0
2. 経常増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		0
(2) 経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		0
一般正味財産期首残高		28,106,286
一般正味財産期末残高		28,106,286
II 指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	1,934,000	
一般正味財産への振替額	△ 2,614,000	
当期指定正味財産増減額		△ 680,000
指定正味財産期首残高		309,762,241
指定正味財産期末残高		309,082,241
当期正味財産増減額		△ 680,000
正味財産期首残高		337,868,527
III 正味財産期末残高		337,188,527

5 予定貸借対照表

(平成29年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	24,400,164	未払金	25,088,634
未収金	7,743,083	前受金	13,800
前払金	675,405	預り金	179,998
流動資産合計	32,818,652	賞与引当金	1,116,795
		仮受金	0
2. 固定資産		流動負債合計	26,399,227
(1) 基本財産		2. 固定負債	
投資有価証券	299,935,767	退職給付引当金	1,164,886
基本財産引当預金	64,233	固定負債合計	1,164,886
基本財産合計	300,000,000	負債合計	27,564,113
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
什器備品	123,900	1. 指定正味財産	
ソフトウェア	792,572	受取補助金	916,472
減価償却引当資産	9,448,486	寄附金	308,165,317
修繕積立資産	2,000,000	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)
財政調整積立資産	9,661,997	(うち特定資産への充当額)	(9,081,789)
アジア国際協力積立資産	8,165,317	指定正味財産合計	309,081,789
退職給付引当金資産	1,164,886		
特定資産合計	31,357,158	2. 一般正味財産	
(3) その他固定資産		一般正味財産	28,106,738
建物附属	400,067	(うち基本財産への充当額)	(0)
什器備品	176,763	(うち特定資産への充当額)	(21,110,483)
その他固定資産合計	576,830	一般正味財産合計	28,106,738
固定資産合計	331,933,988	正味財産合計	337,188,527
資産合計	364,752,640	負債及び正味財産合計	364,752,640

6 事業別予定収入明細書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳			
		事業収入	補助金等収入	寄附金収入	その他収入
公益目的事業会計	248,496,000	44,806,000	203,690,000	0	0
国際協力事業収入	56,114,000	23,100,000	33,014,000	0	0
国際交流・多文化共生事業収入	58,745,000	624,000	58,121,000	0	0
留学生支援事業収入	63,182,000	21,082,000	42,100,000	0	0
海外事務所運営事業収入	70,455,000	0	70,455,000	0	0
収益事業等会計	17,752,000	325,000	17,037,000	0	390,000
利用者等利便事業収入	390,000	0	0	0	390,000
その他事業(連携・支援)収入	17,362,000	325,000	17,037,000	0	0
法人会計	11,672,000	0	9,238,000	0	2,434,000
管理収入	11,172,000	0	9,238,000	0	1,934,000
短期貸付金戻り収入	500,000	0	0	0	500,000
合 計	277,920,000	45,131,000	229,965,000	0	2,824,000

7 事業別予定支出明細書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	248,880,000	45,298,000	202,523,000	1,059,000
国際協力事業支出	56,119,000	27,704,000	28,415,000	0
国際交流・多文化共生事業支出	59,124,000	13,839,000	44,226,000	1,059,000
事業費支出	58,065,000	13,839,000	44,226,000	0
特定資産取得支出	1,059,000	0	0	1,059,000
留学生支援事業支出	63,182,000	3,755,000	59,427,000	0
海外事務所運営事業支出	70,455,000	0	70,455,000	0
収益事業等会計	17,652,000	0	17,652,000	0
利用者等利便事業支出	290,000	0	290,000	0
その他事業(連携・支援)支出	17,362,000	0	17,362,000	0
法人会計	11,388,000	5,250,000	5,466,000	672,000
管理支出	10,716,000	5,250,000	5,466,000	0
特定資産取得支出	172,000	0	0	172,000
短期貸付金支出	500,000	0	0	500,000
合 計	277,920,000	50,548,000	225,641,000	1,731,000

8 収支予算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
基本財産運用収入	1,934,000	
事業収入	45,131,000	
補助金等収入	229,965,000	
雑収入	390,000	
事業活動収入計		277,420,000
2. 事業活動支出		
事業費支出	265,473,000	
管理費支出	10,716,000	
事業活動支出計		276,189,000
事業活動収支差額		1,231,000
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
短期貸付金戻り収入	500,000	
投資活動収入計		500,000
2. 投資活動支出		
特定資産取得支出	1,231,000	
短期貸付金支出	500,000	
投資活動支出計		1,731,000
投資活動収支差額		△ 1,231,000
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
短期借入金収入	0	
財務活動収入計		0
2. 財務活動支出		
短期借入金支出	0	
財務活動支出計		0
財務活動収支差額		0
前期繰越収支差額		8,035,650
次期繰越収支差額		8,035,650

自治画第 17 号
平成元年 2 月 14 日

各都道府県・指定都市国際交流担当部長 殿

自治大臣官房企画室長

地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について

国際社会における我が国の役割が増大し、社会・経済全般にわたって国際化が進展したことに伴い、地域レベルにおける国際交流も進展し、地方公共団体における国際交流施策も多様化してきている。

しかしながら、多くの地方公共団体におけるこうした施策には、まだ模索の段階のものも少なくないと考えられ、今後地域レベルでの国際交流を一層推進していくためには、地域における国際交流を推進するための大綱を策定し、総合的かつ計画的に地域の国際交流施策を推進していく必要がある。

このような認識のもとに、各都道府県及び指定都市における地域国際交流推進大綱の策定に資するため、別紙のとおり地域国際交流推進大綱の策定に関する指針を作成したので通知する。

なお、地域国際交流推進大綱を作成した場合には、自治省に 3 部送付されたい。

(別紙)

地域国際交流推進大綱の策定に関する指針

I 大綱策定に当たっての総括的な留意事項

- 1 大綱を策定する意義は、地域の総合的かつ計画的な国際交流施策の推進に資すること及びその趣旨を地域住民に浸透させることによる啓発効果にあると考えられるので、このことを踏まえて大綱を策定されたいこと。
- 2 策定に当たっては、区域内の市町村及び国際交流団体との調整等を行うとともに、地域住民の意見を聴く機会を設けることが望ましいと考えられること。
- 3 大綱は、地域の実情に応じた構成及び内容とされたいこと。なお、大綱を策定する際の参考に資するため、「Ⅱ 大綱の内容等について」を示していること。
- 4 大綱は、本来基本的な考え方を示せば足りるものと考えられるが、地域住民等にわかりやすいものとするため、可能な限り具体性を持ったものとするのが望ましいと考えられること。その場合、策定時点から5年程度を大綱の目標期間とすること。
- 5 「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針について（昭和62年3月17日付け自治画第37号）」、「国際交流のまちづくりのための指針について（昭和63年7月1日付け自治画第97号）」等を十分参考にすること。
- 6 国際交流に関する既存の計画がある場合には、この指針の趣旨に即した検討を行った上で当該計画を大綱として位置付けることも可能であること。
- 7 自治省は、今後、大綱に盛り込まれた諸施策を中心に必要な支援策を講ずるものであること。
- 8 大綱は策定後速やかに公表し、関係機関、地域住民等への浸透を図ること。

II 大綱の内容等について

1 地域における国際交流の意義と目的

近年、交通・通信手段の急速な発達に伴い、人、物及び情報の流れは地球規模で行われるようになり国家間の相互依存が深まる一方、国際社会におけるわが国の役割も増大している。

こうした状況のもとで、かつて国家レベルの問題であった国際交流も全国の地方公共団体、民間団体、さらには住民一人一人のものとなり、地域レベルで取り組むべき課題となっている。

地域が国際交流を推進していく意義、目的は、一般的に次のような点にあると考えられるが、大綱においては、各地域における国際交流の意義と目的について、地域の特性を踏まえた記述とする。

(1) 地域アイデンティティの確立

国際交流により異なった背景を持つ地域との触れ合いをもつことにより、自分たちの地域の文化、社会、歴史が持つ長所、魅力等地域の良さを再認識することができる。

また、国際交流の相手地域から良い点を学ぶことにより、地域の文化、社会等をより豊かなものとするのが可能となる。

(2) 地域の活性化

国際交流を通じ地域住民が異なった言語、生活、習慣、文化等を持つ人々と出会うことにより、自己の特性に目覚めると同時に、新しい発想をすることができるようになる。

そうした人々により、産業、経済、情報、文化等広範な分野で地域の活性化がもたらされることが期待される。

また、国際フェア等の開催、技術協力、外国企業の誘致等は、経済の活性化に寄与するものであると考えられる。

情報面では、海外と直接交流することによって最新の各種情報を得、流動する内外情勢に的確に反応することが可能となる。異文化との接触により、文化的にも地域の活性化がもたらされることが期待される。

(3) 地域住民の意識改革

地域住民が直接国際交流活動を行うことにより、世界の人々に貢献するという意識改革が進む。このことが日本社会の閉鎖性の解消、海外との摩擦・誤解の減少につながり、もって世界に開かれ世界に貢献する日本の実現に資することとなると考えられる。

(4) 相互理解の深化

地方公共団体、民間団体、個人の行う各種交流・協力事業が草の根レベルでの相互理解を深めることにより、国と国との関係を真に厚みのある関係とし、世界平和に貢献することが期待できる。

2 各活動主体の役割分担

(1) 地方公共団体

地方公共団体の役割としては、民間部門の国際交流を促進するための国際交流活動の場の提供、情報の収集・提供及び地域国際交流推進大綱等地域の国際化に関する計画の作成等のほか、民間部門では実施できない国際化施策を行うことが考えられる。

役割を例示すれば次のとおりであるが、大綱策定に当たっては、地域の特性、国際化の進捗状況等を踏まえた記述とする。

(例)

地域の国際化に関する計画の作成、国際化に対応しうる人材の育成、JETの受け入れ等海外からの人材招致、研修員受入れ等技術協力事業の推進、国際交流施設等の整備、庁舎・道路等公共施設での外国語表示の推進、姉妹都市の締

結、市町村等からの各種相談に対する指導、地域内の市町村及び民間国際交流組織等との連絡調整、民間国際交流組織の育成・支援、(財)自治体国際化協会の活用等

なお、都道府県においては、市町村とも調整の上、都道府県と市町村の役割分担を可能な限り各項目ごとに整理する。

(2) 地域国際化協会（中核的民間国際交流組織）

地域レベルの国際交流においては、民間部門が積極的に活動することが望まれる。このため、各地域の国際交流の中核となる民間組織（いわゆる地域国際化協会）が、地域における国際交流活動の中心となつて主体的・創造的な活動を行うとともに、民間団体、住民等との連絡調整を行うことが望ましい。

役割を例示すれば次のとおりであるが、大綱においては地域国際化協会を明示し、その役割及び活動内容について記述する。

(例)

国際交流情報の収集及び地域への提供、各種民間交流組織との連絡・調整及び同組織が行う事業への支援、生活情報の提供等在住外国人に対する支援事業、宿舍のあつせん等留学生に対する支援事業、国際交流会館等の運営、各種国際交流・協力事業の企画・推進、ボランティアの育成及び組織化、民間資金の中核的受け皿としての役割等

(3) 民間団体、住民

真の意味で地域が国際化するためには、地域における国際交流の本来の担い手である民間団体、住民が国際交流に積極的に関与することが必要である。

役割を例示すれば次のとおりであるが、大綱においては可能な範囲内で個別の団体ごとにその役割及び活動内容を記載するとともに、民間団体、住民に対して期待する事項についても記述する。

(例)

国際交流団体に対する出資及び寄付、ホームステイ、ホームビジット等外国人の積極的受け入れ、身元引き受け・宿舍の提供等留学生に対する支援、国際交流・協力に関するボランティア活動への参加、地方公共団体等が行う各種国際交流事業に対する支援及び参加等

3 国際交流推進体制の整備

(1) 地方公共団体内部

現在多くの地方公共団体において、国際交流を所管する部課が設置されているが、国際交流は教育委員会も含めた多くの部局の施策分野の関連する総合的な政策領域であるので、国際交流についての諸課題を協議する場として、国際交流担当部課を中心とする庁内連絡協議会を設置する等連絡調整体制を整える必要がある。

なお、都道府県においては、市町村との協議、連絡ネットワークを構築することも必要である。

また、地域住民、有識者等から国際交流施策に関する意見、提言を聴く場としての研究会、懇談会等の設置についても検討する必要がある。

さらに、外国人に対する情報提供窓口の設置についても検討する必要がある。独立した窓口の設置が望ましいが、困難な場合には、外国人登録窓口等にインフォメーション機能をもたせて対応することも考えられる。

以上を踏まえ、大綱においては国際交流に対する現在の体制、将来の体制整備の方向等を記述する。

(2) 民間

現在、国際交流事業を推進していく上でも、また、将来的に民間部門主導型の体制を整備していく上でも、地域国際化協会を中心として、国際交流を行う各種団体、通訳・ホームステイ等のボランティアを組織化し、育成していくことが必要である。大

綱においては、これらを組織化、育成するための方策等を記述する。

(3) 関係機関の連絡・協力体制の整備

地域における国際交流施策を総合的なものとし、政府、地方公共団体、各種国際交流団体を含めた連絡協力体制を整備する必要がある。大綱においては、地方公共団体、地域国際化協会を中心とした体制整備の方策等を記述する。

4 人材の育成・確保

(1) 地域リーダーの育成

地域における国際交流を推進していくため最も重要なものは、それを担う人材である。

このため、民間における国際交流事業の中核となる青少年・婦人リーダー、青年会議所、ロータリークラブ等を、各種の国際交流事業に幅広く参画させ、あるいは、研修の機会を提供する等により、地域リーダー層の育成・確保を図る必要がある。

なお、その際、民間国際交流団体の職員の育成についても留意する必要がある。

大綱においては、人材を育成するための方策、活用方法等について記述する。

(2) 地方公共団体の職員の育成

国際交流は比較的新しい行政分野であり、国際感覚が豊かで実務の処理能力を備えた職員を確保することが、地方公共団体の国際交流事業を効果的に実施していく上で、不可欠である。

このため、各地方公共団体において、語学や国際交流のための研修を行うとともに、長期、短期の海外研修、海外派遣、留学等の活用も検討すべきである。

さらに、都道府県においては区域内の市長村職員の研修会等を実施するとともに、自治大学の国際交流研修コース、国際協力事業団の国際協力実務者研修等も活用することが望ましい。

大綱においては、研修等の目的、内容等について記述する。

5 語学指導等を行う外国青年招致事業

わが国における外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じて、わが国と諸外国との相互理解を増進し、もってわが国の国際化の促進に資することを目的として実施されている事業であり、各地域においてはこの事業を積極的に活用するとともに、受け入れ体制の一層の整備を図ることが望まれる。

なお、招致した青年を配慮するに当たっては、その能力が十分に活用されるよう配慮する必要がある。

大綱においては、招致した外国青年の受入れ体制、活用及び配置の考え方等について、教育委員会と十分調整を行った上で記述する。

6 国際交流施設等の整備

(1) 国際交流施設

地域における国際交流活動の核となる施設として、国際交流センター、コンベンション施設、国際見本市会場等の基幹的施設を必要に応じて整備していくことが必要である。

その際、効率的に機能しうるよう他の施設との連携に配慮するとともに、運営面での工夫もこらし、地域づくりの一環として整備することが重要である。

また、新設するだけでなく、既存の施設を国際交流機能に着目して改築、改善することも検討する必要がある。

こうした施設の整備に当たっては、まちづくり特別対策事業、リーディング・プロジェクト（国際都市整備）等の活用を検討することが適当である。

大綱においては、既存の国際交流施設の利活用及び今後の国際交流施設の整備方針、整備計画等について記述する。

(2) その他の公共施設の整備

国際交流を推進していくためには、これからの地域づくり、まちづくりの中に国際交流という視点を導入することが必要である。また、空港、港湾、高速交通網等の交通体系、留学生、研修生等の外国人滞在者を受け入れるための宿泊施設等の整備も必要である。

これらの施設は、国や民間部門が整備すべきものもあり、また、国際交流の推進という観点からのみ整備すればよいものではないが、大綱のなかにおいてはこうした施設の国際化に対応した整備方針やそのあり方等を示して、地域ぐるみで国際交流を推進していくことが望まれる。

7 外国人が活動しやすいまちづくり

地域社会において外国人の立場にたって、外国人にとっても暮らしやすく、活動しやすく、親しみやすいまちづくりを進めることは、地域社会の開放性を高め、活性化していくことにつながる。

具体的にはおおむね次のような施策が考えられるが、大綱においてはその事業内容等を記述する。

なお、これらの実施に当っては、国際交流のまち推進プロジェクトの活用を検討することが適当である。

(1) 交流機会の提供

外国人が地域住民の中にとけこみ、地域の文化、風俗等に対する理解を深める機会を提供するため、地域の祭り、イベント等への在住外国人の招待、在住外国人との懇談会、交流会の開催といった施策が必要である。

(2) 情報提供・相談機能の充実

生活情報、緊急時の情報等在住外国人にとって最低限必要な情報は、インフォメーションセンターの設置や、外国語で表示された生活ガイドブック等の作成・配布により提供すべきである。

また、外国語表示された当該地域の地図も、外国人が活動する際には極めて重要なものである。

(3) 公共サインの外国語表示

外国人が目的地に容易に到達することができるよう、標識や案内板等の外国語表示を進めることが望ましい。その際、標識等の掲示場所と表示方法を十分検討し、わかりやすい表示とすることが必要である。

8 各種交流施策の実施

地域における交流施策については、おおむね次のようなものが考えられるが、大綱においては、こうした事業についてその事業内容等を記述する。

なお、「語学指導等を行う外国青年招致事業」により招致した外国青年、主として国際交流員を各種の国際交流活動に従事させ、活用することを検討する必要がある。

(1) 住民の啓発につながる交流

地域における国際交流を推進していくためには、広く住民に対しても啓発活動を行う必要がある。

このため、住民に対する十分な情報提供、国際理解のため講座の開設、外国人滞在者・研修生・留学生との交流機会の設定等が有効である。

(2) 姉妹・友好団体との交流

姉妹友好提携は、地域における国際交流の典型的な手法の一つである。

この場合、儀礼的な交流にとどまらず、人的交流、文化交流、さらには、技術・経済交流へとその内容を深めていき活性化を図ることが重要である。

姉妹提携には、相互理解や国際親善の増進、地域の振興・活性化、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献といったことが期待される。

なお、姉妹提携の相手方の選定に当っては、互いの地域特性に十分留意する必要があるが、近隣諸地域との提携も有意義である。

大綱においては、姉妹都市交流の実態とその目的、評価とともに今後の方向等について記述する。

(3) 文化・スポーツ交流

国際シンポジウム・セミナー等、美術展・コンサート・演劇等、国際スポーツ親善行事等の開催及び諸外国で行われるこうした行事への住民の派遣等この分野の交流は、地方公共団体にとって取り組みやすい分野であるとともに、市民が主役となって直接相手方の住民と触れあうことができるものである。

異文化との接触による触発、地域文化の再認識、地域アイデンティティの確立、スポーツの向上、さらには相互の理解及び国際感覚を深める上で大きな効果を有する。

また、こうした交流が、経済交流等の継続的な発展の基礎となることが期待される。

(4) 技術・学術交流

国レベルの国際交流・協力では十分に対応できない分野、また、きめの細かい対応が必要とされている分野において、海外技術研修員等の受け入れ、技術専門家の派遣等による開発途上国に対する技術協力、さらには国際緊急援助隊への参加等について、政府機関との連携・協力を含めて、適切な対応措置を講じていく必要がある。

また、各地域における大学等の高等教育機関、研究機関が各々の特色を生かした国際交流を行うとともに、国際的な学術会議等を誘致することも地域の国際化にとって有効である。

(5) 産業・経済交流

産業・経済交流の分野は、地域の産業、経済の国際化を促進し、地域の振興に直接結びつく分野であるので、積極的な取組みが望まれる。

経済交流使節団の派遣、受入れ等による人的交流、経済情報の交換、さらには国際見本市の開催、外資系企業の誘致等により、地域産業・経済の活性化が図られることとなる。

この分野の交流は、多くの場合民間部門で行われることとなるが、地域産業界が共同で行う事業で、地方公共団体が関与することにより事業が円滑に推進され、地域の振興に結びつくものについては、地方公共団体としても必要な範囲内において支援することが可能である。

9 留学生に対する施策

いわゆる留学生問題は、一義的には国や大学の問題であると考えられるが、各地域においては、現に留学生や外国人労働者等が当該地域に居住しているという事実を出発点として、これらの人々の地域社会への円滑な受け入れのため、必要な施策を講じていくことが要請されている。

また、留学生の受け入れが少ない地域においては、国際交流の場を拡大する観点から、留学生の増加を誘導するための施策を講ずることも考えられる。

以上を踏まえ、大綱においては、必要に応じ留学生等に対する基本的な施策等について記述する。

(公財) 神戸都市問題研究所
事業概要

1 平成 27 年度事業報告

(1) 調査研究事業（公益目的事業）

1) 国際戦略政策形成、人材育成プログラム事業

神戸市からの受託により、中長期的な政策課題に的確に対応するための政策調査研究や政策提言など、共同研究を実施した。具体的には、研究方法へのアドバイス、海外或いは国内の先進的取り組みの視察やテーマに関する有識者等へのヒアリング等の支援、提言の施策化に向けた調整などを行った。

研究員 課題研究型：2テーマ、5名 自主研究型：6テーマ、20名

2) 市の政策課題解決に向けた大学による政策研究・提案等事業

神戸市からの受託により、新たに対応が必要と考えられる政策課題や将来の環境変化を踏まえ重要性を増してくる中長期的な政策課題及びその対応策について、知の集積拠点である大学の若手研究者を中心に研究していただき、研究成果を神戸市の政策に生かすための共同研究を行った。

研究者：3名、テーマ：3件（10件の応募から3件を選考）

あわせて、神戸市内の8大学が神戸のブランド力を活かし教員や学生の研究及び教育の成果を発信、アピールする事業を実施した。

3) 市民福祉事業研究

こうべ市民福祉振興協会の新規事業実施に向けた調査研究事業について、同協会の「戦略会議」に設置された「新規事業開発プロジェクトチーム」において、「高齢者」と「障害者等」の2チームとともに共同研究を実施した。戦略会議勉強会（4回）で、学識経験者や行政等の講師も招き、研究を進めた。

4) 神戸いきいき勤労財団中期計画作成業務

神戸いきいき勤労財団が第4次中期経営計画を策定するにあたり、同財団と協議し、これまでの計画の現状と評価分析、現在の社会経済状況の分析及び将来予測を行ったうえで、同中期経営計画の作成を実施した。

5) 産業連関表作成及び経済効果等分析

神戸市及び西宮市の産業連関表作成業務を実施した。また、西宮市プレミアム付き商品券発行協議会が発行するプレミアム付商品券の経済波及効果を算定・分析を行った。

6) 神戸市史編集出版等

新修神戸市史「生活文化編」編纂等検討会を開催して記述内容・項目の検討を行い、これを基に各執筆予定者との打ち合わせを行い、市史執筆に向けて、具体的に記述すべき内容項目・構成がほぼまとまった。

また、神戸市域の歴史的、文化的価値のある文書を収集・整理し、市民の閲覧・利用に供した。さらに、引き続き、神戸大学との連携により、レファレンス機能の充実を図るとともに、ホームページ等により、神戸の歴史に関する情報発信等を行った。

7) 震災関連文書の整理保存

阪神・淡路大震災関連文書の歴史的・文化的価値を保存し、震災復興都市として情報発信に活用するため震災関連資料の整理作業を行った。

8) JICA研修運営支援

JICAが実施する研修において、発展途上国の防災担当者を対象とした研修計画作成の支援を行った。

9) 機関誌の編集・発行

研究所が行う調査研究の成果を広く公表する手段として、季刊「都市政策」を編集・発行した。

160号(7月1日号) 「神戸医療産業都市の新たな展開」

161号(10月1日号) 「再考ー阪神大震災からの復興20年」

162号(1月1日号) 「六甲山の保全と『良質な緑』」

163号(4月1日号) 「神戸2020ビジョン」

発行部数：2,000部 定価650円(税込)

(2) 特定都市政策研究事業(公益目的事業)：東日本大震災からの復興に関する調査研究

1) 阪神・淡路大震災から20年のアーカイブづくり

阪神・淡路大震災から20年を経て、改めてこれまでの震災復興の取り組みについて、アーカイブづくり(重要な記録を保存・活用し未来に伝達する取り組み)を行った。

2) 東日本大震災の被災地における行政と民間組織との連携に関する事業の調査

国際NGO ジャパンプラットフォーム(JPF)との共同事業として東日本大震災のNPO・NGO等にヒアリングとアンケートを実施した。

3) 広域連携圏域等研究会

分科会として「広域連携圏域等研究会」を設け、経済広域圏設定の研究を実施した。

(3) 賛助会員事業(その他事業)

研究所会員を対象に、施設見学会を実施した。

また、会員を対象とした情報発信事業として、研究所の活動内容等をいち早く届けるメールマガジンを月1回の割合で発行するとともに、会員向け新刊図書、雑誌ライブラリーを開設している。

法人会員24団体、個人会員264名

※事業報告附属明細書について

平成27年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はないため、附属明細書の掲載を省略した。

平成27年度決算

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	53,640,366	45,880,301	7,760,065
棚卸資産	136,780	106,060	30,720
前払金	486,020	407,129	78,891
未収金	6,125,390	8,791,468	△ 2,666,078
流動資産合計	60,388,556	55,184,958	5,203,598
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	278,499,000	294,507,108	△ 16,008,108
現金預金	21,501,000	5,492,892	16,008,108
基本財産合計	300,000,000	300,000,000	0
(2) 特定資産			
公益目的保有財産資金	75,000,000	75,000,000	0
特定都市政策研究事業資金	26,000,000	33,000,000	△ 7,000,000
特定資産合計	101,000,000	108,000,000	△ 7,000,000
(3) その他固定資産			
什器備品	1,575,000	1,575,000	0
減価償却累計額	△ 1,574,999	△ 1,484,749	△ 90,250
敷金	9,005,000	9,005,000	0
その他固定資産合計	9,005,001	9,095,251	△ 90,250
固定資産合計	410,005,001	417,095,251	△ 7,090,250
資産合計	470,393,557	472,280,209	△ 1,886,652
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	18,207,023	13,869,197	4,337,826
預り金	75,156	68,659	6,497
流動負債合計	18,282,179	13,937,856	4,344,323
負債合計	18,282,179	13,937,856	4,344,323
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	401,000,000	408,000,000	△ 7,000,000
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(101,000,000)	(108,000,000)	(△7,000,000)
2 一般正味財産	51,111,378	50,342,353	769,025
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	452,111,378	458,342,353	△ 6,230,975
負債及び正味財産合計	470,393,557	472,280,209	△ 1,886,652

正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産等運用益	2,564,346	2,026,648	537,698
基本財産等受取利息	2,564,346	2,026,648	537,698
受取会費	4,875,000	5,475,000	△ 600,000
法人賛助会費	3,250,000	3,750,000	△ 500,000
個人賛助会費	1,625,000	1,725,000	△ 100,000
事業収益	94,758,967	86,621,578	8,137,389
機関誌等配布収益	1,872,702	1,964,168	△ 91,466
研究受託収益	92,886,265	84,657,410	8,228,855
受取寄付金	7,200,000	17,000,000	△ 9,800,000
受取寄付金	200,000	-	200,000
受取寄付金振替額	7,000,000	17,000,000	△ 10,000,000
雑収益	157,160	6,790	150,370
雑収益	157,160	6,790	150,370
経常収益計	109,555,473	111,130,016	△ 1,574,543
(2) 経常費用			
事業費	106,135,162	107,008,783	△ 873,621
役員報酬	9,413,253	-	9,413,253
給料手当等	30,395,851	40,117,080	△ 9,721,229
福利厚生費	365,235	-	365,235
会議費	274,700	1,806,710	△ 1,532,010
旅費交通費	10,824,602	12,193,023	△ 1,368,421
通信運搬費	2,513,789	1,906,240	607,549
消耗品費	4,904,524	4,836,274	68,250
修繕費	435,974	741,959	△ 305,985
図書購入費	1,890,552	1,338,462	552,090
印刷製本費	4,263,005	3,734,019	528,986
光熱水費	1,878,563	1,964,404	△ 85,841
保守管理費	1,008,092	1,204,904	△ 196,812
賃借料	10,753,860	10,709,440	44,420
保険料	96,250	-	96,250
公租公課	2,834,405	3,159,968	△ 325,563
支払会費	50,000	50,000	0
諸謝金	3,047,527	3,806,973	△ 759,446
委託費	20,871,481	19,340,907	1,530,574
雑費	223,249	-	223,249
減価償却費	90,250	98,420	△ 8,170

管理費	2, 529, 286	2, 795, 426	△ 266, 140
役員報酬	505, 195	314, 055	191, 140
給料手当等	0	230, 710	△ 230, 710
福利厚生費	9, 750	-	9, 750
会議費	102, 200	0	102, 200
旅費交通費	120, 930	0	120, 930
通信運搬費	113, 561	290, 346	△ 176, 785
消耗品費	109, 581	487, 633	△ 378, 052
修繕費	125, 280	162, 699	△ 37, 419
図書購入費	7, 400	14, 237	△ 6, 837
印刷製本費	15, 886	19, 288	△ 3, 402
光熱水費	9, 175	14, 028	△ 4, 853
保守管理費	126, 208	27, 000	99, 208
賃借料	264, 648	346, 078	△ 81, 430
保険料	5, 000	-	5, 000
公租公課	74, 855	113, 112	△ 38, 257
支払会費	85, 000	125, 000	△ 40, 000
諸謝金	844, 897	651, 240	193, 657
委託費	5, 400	0	5, 400
雑費	4, 320	-	4, 320
經常費用計	108, 664, 448	109, 804, 209	△ 1, 139, 761
当期經常増減額	891, 025	1, 325, 807	△ 434, 782
2 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
過年度修正益	6, 300	-	6, 300
經常外収益計	6, 300	-	6, 300
(2) 經常外費用			
過年度修正損	6, 300	-	6, 300
經常外費用計	6, 300	-	6, 300
当期經常外増減額	0	-	0
税引前当期一般正味財産増減額	891, 025	1, 325, 807	△ 434, 782
法人税、住民税及び事業税	122, 000	122, 000	0
税引後当期一般正味財産増減額	769, 025	1, 203, 807	△ 434, 782
一般正味財産期首残高	50, 342, 353	49, 138, 546	1, 203, 807
一般正味財産期末残高	51, 111, 378	50, 342, 353	769, 025
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	2, 564, 346	2, 026, 648	537, 698
一般正味財産への振替額	△ 9, 564, 346	△ 19, 026, 648	9, 462, 302
当期指定正味財産増減額	△ 7, 000, 000	△ 17, 000, 000	10, 000, 000
指定正味財産期首残高	408, 000, 000	425, 000, 000	△ 17, 000, 000
指定正味財産期末残高	401, 000, 000	408, 000, 000	△ 7, 000, 000
III 正味財産期末残高	452, 111, 378	458, 342, 353	△ 6, 230, 975

財 産 目 録

平成28年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金預金	普通預金 三井住友銀行 神戸営業部	運転資金	53,639,658
		郵便為替	運転資金	708
	棚卸資産	販売書籍	販売書籍の事前納品分	136,780
	前払金	損害保険料等の前払金	同左	486,020
	未収金	研究委託料等に対する未収額	同左	6,125,390
流動資産合計				60,388,556
(固定資産)				
基本財産	現金預金	普通預金 三井住友銀行 神戸営業部	公益目的保有財産として、投資有価証券の運用残額を管理している。	3,501,000
		定期預金 大和ネクスト銀行 ベンテン支店	同上	18,000,000
	投資有価証券	公共債：17本 こうべ市民債平成27年度第3回 ほかに	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	278,499,000
特定資産	公益目的保有財産資金	定期預金 三井住友銀行 神戸営業部	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	25,000,000
		公共債：1本 宮城県公募公債第9回2号（5年）	同上	50,000,000
	特定都市政策研究事業資金	普通預金 三井住友銀行 神戸営業部	特定費用準備資金として、定期預金、公共債の運用残額を管理している。	3,000,000
		定期預金 大和ネクスト銀行 ベンテン支店	同上	13,000,000
		公共債：1本 第18-8回兵庫県公募公債	同上	10,000,000
その他固定資産	什器備品	文書館 デジタルリーダプリンタ・スキャナ：1台 KONICA MINOLTA MicroSP 7000MK II	文書館備品	1,575,000
	減価償却累計額	文書館 デジタルリーダプリンタ・スキャナ：1台 KONICA MINOLTA MicroSP 7000MK II	文書館備品にかかる減価償却累計額	△ 1,574,999
	敷金	研究所入居ビル敷金等	同左	9,005,000
固定資産合計				410,005,001
資産合計				470,393,557
(流動負債)				
	未払金	諸謝金等の未払金	同左	18,207,023
	預り金	所得税等預り金	同左	75,156
流動負債合計				18,282,179
負債合計				18,282,179
正味財産				452,111,378

平成 28 年度 事業計画

I 事業運営方針

市民、大学、企業、他の調査研究機関、自治体等の英知を結集し、地域に根ざした課題の調査研究や政策提言、地域の歴史等に関する資料の収集・分析、地域社会を支える人材の育成等に取り組み、活力ある地域社会の創造と市民福祉の増進に寄与していく。

また、機関誌「都市政策」をはじめ、様々な手法により広く研究成果の公表に努める。

II 事業内容

1. 調査研究事業（公益目的事業）

（1）国際戦略政策形成、人材育成プログラム事業

中長期的な政策課題に的確に対応するための政策調査研究や政策提言を支援する。具体的には、研究方法へのアドバイス、海外或いは国内の先進的取組みの視察やテーマに関する有識者等へのヒアリング等の支援、提言の施策化に向けた調整などを行う。

（2）市の政策課題解決に向けた大学による政策研究・提案等

新たに対応が必要と考えられる政策課題や将来の環境変化を踏まえ重要性を増してくる中長期的な政策課題及びその対応策について、知の集積拠点である大学の研究者と神戸市の担当部局を中心に研究していただき、研究成果を神戸市の政策に生かすための支援を行う。

あわせて、各大学が神戸のブランド力を活かし教員や学生の研究及び教育の成果を発信、アピールする事業について支援を行う。

（3）市民福祉事業研究開発プロジェクトチーム研究

市民福祉を振興するための事業について国内先進事例の見学を含む調査・研究を行い、先駆的・創造的な事業の企画・立案と、その実現に向けた具体的な方策を検討する研究の支援を行う。

（4）JICA「災害に強いまちづくり戦略に係る研修」運営支援

JICAが実施する「災害に強いまちづくり戦略に係る研修」において、研修員が行う政策研究の支援を行う。

(5) その他都市政策に関する政策研究

上記以外の都市政策に関する調査研究を適宜行う。

(6) 機関誌等の編集・発行

当研究所が行う調査研究の成果を広く公表する手段として、機関誌等を編集・発行する。

季刊誌「都市政策」

No.	発行日	テーマ
第 164 号	平成 28 年 7 月 1 日	空家施策の新展開（予定）
第 165 号	平成 28 年 10 月 1 日	都市政策関係の特集（予定）
第 166 号	平成 29 年 1 月 1 日	都市政策関係の特集（予定）
第 167 号	平成 29 年 4 月 1 日	都市政策関係の特集（予定）

(7) 神戸市史編集出版等

市史執筆委員を委嘱して市史の執筆を順次開始する。執筆にあわせて、引き続き史料の調査等も実施する。新たに新修神戸市史「生活文化編」の編集委員会を設置して、執筆等の進捗状況の確認、記述項目の調整や執筆原稿の素読を行う。

また 27 年度に引き続き、神戸市域の歴史的・文化的価値のある文書を収集・保存し、市民の閲覧・利用に供する。さらに、神戸大学との連携により、レファレンス機能の充実を図るとともに、ホームページ等により、神戸の歴史に関する情報発信等を行う。

(8) 震災関連文書の整理保存

震災関連文書の歴史的・文化的価値を保存し、震災復興都市として情報発信に活用するため、同文書の整理保存作業と文書目録の公開を引き続き進める。

2. 特定都市政策研究事業（公益目的事業）

神戸市に関する政策基礎研究を継続的に実施し市民の福祉に寄与するため、特定費用準備資金制度を活用して、継続的に調査研究を実施する。

「東日本大震災からの復興に関する調査研究」

東日本大震災からの復興に関し、現地調査やヒアリングなど継続的なフィールドワークも組み合わせて継続的な調査研究を行い、多岐にわたるテーマや分野について、震災復興に資する調査研究や提言活動を継続的に行っていく。

3. 研修事業（その他事業）

地域社会を支える神戸市職員等の人材育成に貢献するため、当研究所のノウハウ、人的ネットワークを活用して、学識経験者・民間事業者・市民・自治体職員など幅広い人材を講師として招き、新たな政策を形成していくうえで必要とされる実践的・今日的な知識・考え方などを習得するための研修を実施する。

4. 賛助会員事業（その他事業）

会員等を対象に、当研究所の活動内容や都市政策に係る最新情報をいち早く届けるメールマガジンを月1回の割合で発行するとともに、新たに整備された施設等の見学会等を実施する。

平成28年度収支予算書

(正味財産増減予算書)

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産等運用益	1,800,000	2,700,000	△ 900,000
基本財産等受取利息	1,800,000	2,700,000	△ 900,000
受取会費	5,000,000	5,615,000	△ 615,000
法人賛助会費	3,250,000	3,700,000	△ 450,000
個人賛助会費	1,750,000	1,915,000	△ 165,000
事業収益	95,938,000	95,737,000	201,000
機関誌等配布収益	1,800,000	1,800,000	0
研究受託収益	94,138,000	93,937,000	201,000
受取寄付金	15,000,000	15,000,000	0
受取寄付金振替額	15,000,000	15,000,000	0
雑収益	10,000	150,000	△ 140,000
雑収益	10,000	150,000	△ 140,000
経常収益計	117,748,000	119,202,000	△ 1,454,000
(2) 経常費用			
事業費	114,069,920	114,270,400	△ 200,480
役員報酬	9,350,400	0	9,350,400
給料手当等	34,000,000	41,674,000	△ 7,674,000
福利厚生費	321,420	0	321,420
会議費	1,800,000	1,910,800	△ 110,800
旅費交通費	12,980,000	10,580,000	2,400,000
通信運搬費	1,934,800	2,094,000	△ 159,200
消耗品費等	4,716,700	8,911,200	△ 4,194,500
修繕費	800,000	150,000	650,000
図書購入費	1,485,000	2,130,000	△ 645,000
印刷製本費	3,780,000	4,021,000	△ 241,000
光熱水費	1,989,600	1,570,400	419,200
保守管理費	1,270,000	1,104,000	166,000
賃借料	11,614,000	10,740,000	874,000
保険料	50,000	0	50,000
公租公課	2,088,000	1,704,000	384,000
支払会費	50,000	0	50,000
諸謝金	5,200,000	9,440,000	△ 4,240,000
委託費	20,300,000	18,150,000	2,150,000
雑費	340,000	0	340,000
減価償却費	0	91,000	△ 91,000

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費	2,999,135	4,931,600	△ 1,932,465
役員報酬	563,655	0	563,655
給料手当等	0	576,000	△ 576,000
福利厚生費	8,580	0	8,580
会議費	0	87,000	△ 87,000
旅費交通費	20,000	360,000	△ 340,000
通信運搬費	315,200	199,200	116,000
消耗品費等	333,300	338,800	△ 5,500
修繕費	100,000	250,000	△ 150,000
図書購入費	15,000	380,000	△ 365,000
印刷製本費	20,000	324,000	△ 304,000
光熱水費	10,400	129,600	△ 119,200
保守管理費	30,000	96,000	△ 66,000
賃借料	286,000	760,000	△ 474,000
公租公課	162,000	96,000	66,000
支払会費	125,000	0	125,000
諸謝金	800,000	255,000	545,000
委託費	200,000	1,080,000	△ 880,000
雑費	10,000	0	10,000
經常費用計	117,069,055	119,202,000	△ 2,132,945
当期經常増減額	678,945	0	678,945
2 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	678,945	0	678,945
法人税、住民税及び事業税	122,000	0	122,000
税引後当期一般正味財産増減額	556,945	0	556,945
一般正味財産期首残高	50,342,353	49,138,546	1,203,807
一般正味財産期末残高	50,899,298	49,138,546	1,760,752
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	1,800,000	2,700,000	△ 900,000
一般正味財産への振替額	△ 16,800,000	△ 17,700,000	900,000
一般正味財産からの振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	△ 15,000,000	△ 15,000,000	0
指定正味財産期首残高	393,000,000	408,000,000	△ 15,000,000
指定正味財産期末残高	378,000,000	393,000,000	△ 15,000,000
III 正味財産期末残高	428,899,298	442,138,546	△ 13,239,248